

三次市教育委員会議案第 49 号

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する規則案を次のように提案する。

平成 22 年 3 月 30 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する規則（案）

三次市立学校水泳プール管理規則(平成 16 年三次市教育委員会規則第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 三次市立宇賀小学校水泳プールの項を削る。

別表第 2 中

「

，三次市立小童小学校水泳プール，三次市立宇賀小学校水泳プール

」を

「

，三次市立小童小学校水泳プール

」に改める。

附 則

この規則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。